

申し込ま 3月25日 厚生省

厚生省に保管されている遺骨の
送還について

(1) 今回の送還の話し合いの対象とする遺骨は、

現に厚生省に保管されている2331柱に限

ることとする。

(2) 2331柱の遺骨の引取人については、韓国

側で名簿を発表し、縁故者の申請を受けた

上で確定し、日本側に通報する。[REDACTED] 日本

側は縁故者のあつ合として通報を受けた遺

骨を韓国側に引渡す。

(3) 縁故者の認定等、韓国内における問題に

ついでに、日本政府は責任を負わねばならぬとす。

(2) 日本政府はこれらの遺骨に用いて見舞金を

支給する。ただし、これらの遺骨の送還は丁宜に取扱うことはいふまでもない。

(3) (2) に従い、韓国側に引渡された遺骨は

外に遺骨を日本政府は当分保管しておく。

埋葬その他これを最終的にどう処置するか

は、^{将来} [redacted] 決定すべし。